

告示

埼玉県告示第四百五十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年年度 平成二十八年年度	地籍簿一冊 日高第四十三 二地区（大字中 鹿山・下鹿山の 一部）	平成三十年四 月十三日